

船舶事故等調査報告書

平成22年9月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010広第41号	
事故等種類	のり養殖施設損傷	
発生日時	平成22年3月8日 05時30分ごろ	
発生場所	愛媛県新居浜市新居浜港西方沖 <sup>ふながみいわ</sup> 船上岩灯標から真方位256° 1,700m付近 (概位 北緯33° 57.6′ 東経133° 13.1′)	
事故等調査の経過	平成22年4月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 引船 <sup>とうあ</sup> 東亜丸、19トン 250-34039広島、東宝海運株式会社</p> <p>B はしけ No.31デッキバージ、長さ60m×幅22m なし</p>	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	のり養殖施設のワイヤーロープを切断	
事故等の経過	A船は、船長ほか1人が乗り組み、B船をえい航して新居浜港西方沖を南進中、平成22年3月8日05時30分ごろ、のり養殖施設に乗り入れた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の初期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり なし なし</p> <p>A船は、新居浜港西方沖において、B船をえい航して南進中、船長が、レーダー及びGPSプロッターを使用し、本船及びのり養殖施設の位置を確認しなかったため、のり養殖施設に接近していることに気付かなかったものと考えられる。</p> <p>船長は、のり養殖施設の存在を知っていたものと考えられる。</p> <p>船長は、事故発生当時、新入りの甲板員に様々なことを教育していて、本船及びのり養殖施設の位置確認が適切でなかったものと考えられる。</p>
原因	本事故は、夜間、A船が、B船をえい航して新居浜港西方沖を南進中、船長が本船及びのり養殖施設の位置を確認しなかったため、のり養殖施設に進入したことにより発生したものと考えられる。	